

新型コロナによる

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

問 [国民健康保険] 国保年金課国保係 ☎95-9891

[後期高齢者医療保険] 国保年金課医療係 ☎95-9892

[介護保険] 高齢介護課介護保険係 ☎95-9889

新型コロナの影響により減免が受けられる場合があります。

- 対
- ・新型コロナにより、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
 - ・新型コロナの影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、以下の①～③全てに該当する場合（ただし、介護保険料は②を除く）
- ①事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上
 - ②前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下
 - ③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

減免の額

全部	主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
全部又は一部	主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる場合

※減免割合は2021年中の合計所得により変わります。

対象の保険税・保険料 4月1日～2023年3月31日の納期限がある令和4年度課税分

申 2023年3月31日(金)までに申請書に必要書類などを添えて各担当窓口

国民健康保険税は適正に納付してください

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

国保税は、皆さんの医療費に充てる大切な財源です。納めない人がいると助け合いのしくみが成り立たなくなり、国保の運営ができなくなってしまう。国保税の納期内の納付をお願いします。

●国保税は口座振替で

振替口座の登録を希望する人は、口座番号の分かるものと届出印（銀行印）を持参し、市内金融機関又は国保年金課で手続きしてください。口座振替の手続きをしていない人は納付書でも納められます。

※口座振替の新規申し込みは、申込日の2か月後より引き落としが始まります。

●納付書払いは支払いに注意してください

納付書は、1年分を納税通知書に同封して発送しています。納期ごとには納付書を送りませんので、払い忘れに注意してください。また、支払いの際に納期限をよく確認してください。未使用の納付書は使用するまで大切に保管してください。

なお、年度内に国保税の変更があった場合は、税額を変更した納税通知書と納付書をお送りしますので、変更後の納付書で支払ってください。

●国保税を滞納している世帯は

国保税の滞納が多い世帯は、有効期限の短い保険証を交付します。更新時に納税相談を行うため、更新日時や方法については別途通知します。

●国保税を納めないとならぬ？

納期限を過ぎても保険税を滞納していると、督促状が送付され、延滞金も発生します。さらに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

多重債務者無料相談会

消費者金融への返済が原因で納税できない、生活が成り立たないなど、借金に関する困りごとはありませんか。消費者金融などから借り入れ経験がある人、現在借り入れ中の人、過去に遡って過払い金が発生している可能性があります。借金を整理し、生活再建を目指す人を対象に弁護士が無料で債務整理、相談に応じます。

時 9月8日(木) 13時30分～17時 所 市役所 1階相談室2

定 5人（先着順） 申 8月31日(木)までに電話又は直接